

(別紙2)

## 機 械 警 備 仕 様 書

### 1 警備対象

鹿児島県ライフル射撃場 銃器保管庫（ユニットハウス）

### 2 警備方法

機械警備システム（異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた警備活動）

### 3 業務内容

- (1) 盗難の感知、不法行為の排除のほか、損壊行為の拡大防止
- (2) 事故覚知時における関係先への通報、連絡及び報告
- (3) 警備実施事項の報告

### 4 警備実施要領

- (1) 警備用装置類は、発生した異常事態を受注者の監視センターに自動的に通報する機能を有するものとする。
- (2) 監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。機械警備隊員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- (3) 監視センターでは、警備機器類の機能に基づき、警備対象物件の異常事態の内容を捉え、警備目的を達成する。
- (4) 監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めた時は、あらかじめ届出を受けた発注者が指定する担当者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに警察署に通報すること。
- (5) 機械警備隊員は、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。
- (6) 警備対象に到着した機械警備隊員は、異常事態の確認後、その拡大防止措置をとり、監視センターにその状況を報告すること。
- (7) 発注者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行い、最終退出する際は、警備対象物件の施錠確認を行い、警備システムを「ON（警戒）」の状態にする。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。
- (8) 発注者は、警備対象物件への入館時、警備システムを「OFF（警戒解除）」の状態に

する。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。

## 5 警備仕様

- (1) 機械警備に必要な回線等については、受注者が準備、調達、整備することとする。
- (2) 侵入警備に関しては、開閉センサー・空間センサーを設置する。なお、設置場所については、発注者と協議して決定することとする。

※建築上設置不可能な場合は、代替センサーを設置する。

- (3) 発注者による機械警備システムの操作運用（機械警備の「ON（警戒）」及び「OFF（警戒解除）」においては、容易に複製できない非接触ICタイプとする。

## 6 鍵の預託

警備上必要な鍵、警備操作キー等は、発注者・受注者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ受領書によりその所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱い保管するものとする。

## 7 警備機器の撤去等

受注者の都合により警備機器を撤去又は増移設する必要がある場合、これらに要する一切の費用は受注者の負担とする。

本契約期間満了後は、受注者が警備機器を撤去して現状に復するものとし、これらに要する一切の費用は受注者の負担とする。